

佐

藤病

山 形 県 立 鶴 岡 病 院 鶴岡市高坂字堰下28番地

 $\bigcirc$ 

# 山形県公報

平成19年2月13日(火) 第1815号

·····

毎 週 火・金 曜 日 発 行

		目		7	<u> </u>				
		告		示					
	県議会定例会の招集						(財 政	: 課)137	,
	精神保健及び精神障害者福祉に関する 道路の区域の変更					_			}
		教育委	<b>桑員</b> 委	関係					
		告	· 示	<u>.</u>					
	山形県教育委員会2月定例会の招集		_						
	山形県教育委員会 2 月正例会の招集							同	
		公		告					
	精神保健及び精神障害者福祉に関する								
	できる病院 県営住宅入居者の一般公募						•		
	宗昌任七八店省の一版公券					=		=	
	平成17年度対象財政的援助団体等の盟					-		-	
					<del></del>				
		<u>告</u>		7	<u> </u>				
山 <del>J</del>	形県告示第121号								
	地方自治法(昭和22年法律第67号)第10	11条第1項の規	規定に	より、	山形県議	会定例会を	平成19年 2	月20日山形市	コオ
招	集する。								
	平成19年 2 月13日			اکπدار	県知事	क्रोंक	<b>市</b> 並	75 75	
				Щ ПЭ	示邓尹	票	滕 	74	
山 <del>J</del>	形県告示第122号								
	精神保健及び精神障害者福祉に関する	-			-				見定
に。	より、任意入院者等の診察を特定医師に 平成19年2月13日	こ行わせること	とがで	きる精	神科病院	を次のとお	り認定した	•	
	十成19年2月13日			山形!	県知事	齋	藤	弘	
Γ									
	名 称		所	在	地		認定	期間	
-	医療法人篠田好生会	形市長町二丁	日10悉	56 <del>문</del>			平成19年	2月1日から	
+	十 歳 篠 田 病 院	[ — [#XJ पा vi	н і У Ш				平成20年:	3月31日まで	
	医療法人社団公徳会 南南	陽市椚塚948番	動地の ′	l				同	

同

# 山形県告示第123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年2月13日から同月26日まで縦覧に供する。 平成19年 2 月13日

> 山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

X	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字新町字新町396番 2 から 同 字大欠519番まで		IΒ	19.0 メートル ~ 6.6	メートル 507
同	上	新	26.2 メートル ≀ 11.2	同上

# 教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第2号

山形県教育委員会2月定例会を次のとおり招集した。

平成19年2月13日

山形県教育委員会 委員長 石 坂 公 成

- 1 招集の日時 平成19年2月15日(木) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号

山形県庁舎教育委員室

- 3 議 題
  - (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
  - (2) 教職員の人事について

か	告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4第2項の規定に基づき、医療及 び保護の依頼があった者を入院させることができる病院は、次のとおりである。

平成19年2月13日

山形県知事 齋 藤 弘

		名	Ž	和	尔			所 在 地	指定期間		
医療	法人法	(篠田	好生	E会				平成19年2月1日から山形市長町二丁目10番56号			
千	葴	₹ 1	篠	田	}	病	院		平成20年3月31日まで		
医療	法人	人社団 藤	]公領		病		院	南陽市椚塚948番地の 1	同		
Щ	形		立	鶴	岡	病		鶴岡市高坂字堰下28番地	同		

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定に り行う。	より、山形県県	営住宅の	入居者の−	-般公募を次のとお
平成19年 2 月13日	山形県知事	流	藤	34

		ê4k		
		推		
		ېد ≱e	る用分子の数数	はなる。
		大学なるのの日 2度となるのの日 2月であるのの日 2月で書	28.800 FB	35.000 35.
	<b>\$</b> (	成人的200,000円 2	25,100	30,500
		成太計 (JR 000円 配置2300,000円 以下9者	E1,700	25,400
	搬	权人的 ISS, 000円 全基之 ISS, 000円 以下70巻	F) 18,800	22,900
		权大的 (25, 000円) 全载2 (55, 000円) 以产70套	15, 900	19, 300
		蚊入が 123.090円 以下の者	9 13, 100	15,900
		A A	∰ <del>-</del>	<b>1</b>
	***	金币	1	1
	幸	三 2 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (	1.33 55.7	63.5
	88	崔乾勝式	зрк	<b>E</b>
촭		所在地	新生市金港1612 一3	阿   1281  -4
東海本の名割に		华	- 韓三古町アリ9 - トラ多様 (326 - 塩)	参雑成プパ  ト2多様 [214  巻]
П			■↓命	医月蜂

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
  - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
    - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
    - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
    - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
  - (I) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合
  - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
    - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国 土交通省令で定める程度であるもの
    - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大 臣の認定を受けている者
    - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
  - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、 入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選 考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 平成19年2月13日(火)から同月19日(月)まで(ただし、郵送の場合は、平成19年2月19日 までの消印のあるものに限り有効とする。)
  - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター(最上事務所)
- 5 入居の時期 平成19年3月下旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、タイヤ・ドーザの売却について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年2月13日

山形県庄内総合支庁長 髙 橋 節

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 山形県庄内総合支庁入札室(1階)
  - (2) 日 時 平成19年3月1日(木) 午後1時10分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 入札に付する物件

タイヤ・ドーザ 小松メック W039改型 初年度登録 平成7年11月21日 自動車登録番号 庄内99ま840 自動車検査証の有効期限 平成19年11月20日

(2) 入札に付する物件の仕様等

エンジンが故障しているため、修理が必要である。その他入札説明書及び仕様書による。

(3) 入札方法

総価により行う。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 直接自己の事業目的に使用する者又はスクラップ業者等であること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号 山形県庄内総合支庁建設部建設総務課総務係 電話番号0235-66-5573
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

入札見積価格の100分の5に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号) 第119条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格以上で最も高額な価格で入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 その他
  - (1) この公告による入札の詳細等は、入札説明書による。
  - (2) この公告による入札に参加を希望する者は、山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に現に登載されている者にあっては競争入札参加資格確認申請書を平成19年2月19日(月)までに山形県庄内総合支庁建設部建設総務課総務係へ提出すること。
  - (3) 入札に付する物件の説明会の開催日時及び場所

イ 日 時 平成19年2月15日(木) 午前10時から午前11時まで

口 場 所 酒田市上安町 1 番20号 山形県庄内総合支庁建設部酒田分所

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成18年11月に実施した平成17年度に係る監査の結果を次により公表する。

平成19年2月13日

 山形県監査委員
 佐
 藤
 藤

 山形県監査委員
 田
 辺
 省
 二

 山形県監査委員
 加
 藤
 淳
 二

 山形県監査委員
 濱
 田
 宗
 一

1 財団法人 山形県消防協会

 監査実施年月日
 平成18年11月13日

 担当監査委員
 加藤 淳二

(1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
33,300,000円	基本財産の現在額	会員の福利厚生、消防諸施設の改善・充実、消防知識技能
	112,000,000円	の向上と消防活動の強化を図るとともに、消防思想を普及徹
	県の出資割合 29.7%	底し、もって災厄を防止し、社会公共の福祉増進に寄与す
		る。

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

2 財団法人 山形県生涯学習文化財団

監査実施年月日 平成18年11月28日

担当監査委員 田辺 省二・濱田 宗一

(1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の	状況		寸	体	Ø	目	的	
4,558,744,000円	基本財産の現在額		県民の	自発的な	生涯学習	₫及び文化	と活動を 🤄	支援、助-	長し、こ
	4,644,0	670,000円	れらの活	動を基盤	とした生	上涯設計、	社会生活	舌の創造、	地域文
	県の出資割合 98.2%		化の振興	を図ると	ともに、	地域社会	会の活性化	とを担う.	人材の育
			成に資す	る。					

# イ 公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行状況

委託施設名	委託金額	委託期間	委 託 の 内 容
山形県生涯学習センター	34,057,511円	平成17年4月1日	施設、付属設備及び物品の
		~	維持管理、使用者への便宜供
		平成18年3月31日	与並びに使用料の徴収
山形県郷土館	110,183,000円	平成17年4月1日	
		~	
		平成18年3月31日	
山形県男女共同参画セン	27,378,000円	平成17年4月1日	施設、付属設備及び物品の
ター		~	維持管理並びに使用者への便
		平成18年3月31日	宜供与

### ウ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補	助	Ø	目	的
芸術文化振興事業費補助金	14,045,951円	14,045,200円	役員人们	牛費に対	付し補具	助する。	
明るい長寿社会づくり推進 事業補助金	27,568,159円	26,734,000円	高齢者の			健康づ	くり推進

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

3 財団法人 山形県国際交流協会

監査実施年月日 平成18年11月13日

担当監査委員 加藤 淳二

(1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況		団	体	Ø	目	的	
318,443,000円	基本財産の現在額		県民の国際な	を流意識の	啓発や民	間国際交	流活動の	振興を
	422,0	73,000円	図るとともに、	在住外国	人の支援	・地域文	化の向上	に寄与
	県の出資割合	75.4%	する。					

### イ 公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行状況

委 託 施 設 名	委託 金額	委託期間	委 託 の 内 容
山形県国際交流センター	385,000円	平成17年4月1日	施設、付属設備及び物品の
		~	維持管理並びに使用者への便
		平成18年3月31日	宜供与

# ウ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	· · 補	助	Ø	目	的
国際交流協会事業費補助金	22,586,311円	22,374,000円	海外諸	国との	経済、	文化、	教育等の
			交流及び	劦力並	びに海	外移住	Eの援護等
			の事業に対	すし補風	助する	0	

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

# 4 財団法人 やまがた教育振興財団

監査実施年月日 平成18年11月13日

担当監査委員 濱田 宗一

(1) 監査事項

県の出資額	基本財産の	状況		団	体	Ø	目	的	
10,000,000円	基本財産の現在額		教員を	目指す有	為な学	生の支援	及び教員	養成等に	関する
	30,000,000円		調査研究	事業を行い	ハ、も	って山形県	見の教育!	振興に寄与	する。
	県の出資割合	33.3%							

総体として適正に処理されていると認められた。

5 財団法人 山形県腎等臓器移植推進機構

監査実施年月日 平成18年11月13日

担当監査委員 濱田 宗一

# (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
148,945,269円	基本財産の現在額	善意の死後献腎による腎移植の普及、腎臓病患者の早期回
	202,720,693	復、腎臓病の予防、臓器移植に関する関係機関との連絡調
	県の出資割合 73.5%	整、臓器移植に関する知識の普及啓発等総合的な腎不全対策
		を推進し、もって県民の医療の向上及び福祉の増進に寄与す
		<b>3</b> .

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

6 社会福祉法人 山形県社会福祉事業団

監査実施年月日 平成18年11月27日

担当監査委員 佐藤 藤彌・加藤 淳二

# (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の	状況		団	体	Ø	目	的	
10,000,000円	基本財産の現在額	基本財産の現在額		用者が個人	の尊厳を係	呆持しつ?	つ、自立し	した生活を	E地域社
	10,000,000円		会に	おいて営む	ことがで	きるよう	支援する	ることを目	的とし
	県の出資割合	100.0%	て、	各種社会福	祉施設等(	の管理運営	営を行う。	<b>)</b>	

# イ 公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行状況

委 託 施 設 名	委 託 金 額	委託期間	委 託 の 内 容
山形県立泉荘	72,925,821円	平成17年4月1日	施設に係る土地、建物及び
		~	これに附帯するすべての設備
		平成18年3月31日	の管理、並びに運営。
山形県立梓園	92,474,036円	平成17年4月1日	施設に係る土地、建物及び
		~	これに附帯するすべての設備
		平成18年3月31日	の管理、並びに運営。
山形県立鶴峰園	75,956,701円	平成17年4月1日	施設に係る土地、建物及び
		~	これに附帯するすべての設備
		平成18年3月31日	の管理、並びに運営。
山形県立ワークショップ	42,151,342円	平成17年4月1日	施設に係る土地、建物及び
明星園		~	これに附帯するすべての設備
		平成18年3月31日	の管理、並びに運営。

# ウ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補	助	Ø	目	的
社会福祉事業団運営費補助	760,709,656円	760,709,656円	事業団:	退職者	に支払	う退職	手当支給
金			に要する経費に対し補助する。				
精神障害者社会復帰施設運	31,232,994円	22,709,000円	事業団が	運営す	る西村	山精神	障害者地
営費補助金			域生活支援センターの運営経費				
			補助する。				

# (2) 監査の結果

ア 指摘事項

決算において、未払金の計上が適切でないものがある。

イ 注意事項

なし

7 財団法人 山形県企業振興公社

監査実施年月日 平成18年11月27日

担当監查委員 田辺 省二·濱田 宗一

(1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況		一 体	Ø	目	的	
1,069,795,000円	基本財産の現在額	企業経営の	0革新及び	経営基盤の	強化並び	バに企業活動	の活
	1,144,945,000	9 性化を図るた	ぬ、創業の	D支援、資金	会の貸付、	設備の貸与	i、下
	県の出資割合 93.49	請取引の斡加	を、情報の扱	是供等を行い	l、もっ <sup>-</sup>	て本県産業の	振興
		発展に資する	5.				

# イ 公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行状況

委 託 施 設 名	委託 金額	委託期間	委 託 の 内 容
山形県産業科学館	67,362,642円	平成17年4月1日	施設、付属設備及び物品の
		~	維持管理並びに使用者への便
		平成18年3月31日	宜供与

# ウ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補	助	Ø	目	的
企業振興公社運営費補助金	143,984,165円	77,611,495円	公社の道	軍営経費	費に対し	ノ補助す	する。
新規創業・新分野進出支援	130,974,538円	119,450,420円	地域の	産業資	源を有	効に活	用して県
体制整備事業費補助金			内産業の	自律的	発展を	促進す	る事業環
			境を整備で	する事業	業に対し	ノ補助す	する。
小規模企業者等設備貸与事	1,041,481,423円	29,524,000円	設備貸与事業の円滑な実施を図る				
業円滑化補助金			めに引き	当てる	貸倒引	当金に	対し補助
			する。				

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

8 財団法人 山形県農業振興機構

監査実施年月日 平成18年11月27日

担当監査委員 田辺 省二・濱田 宗一

(1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
710,000,000円	基本財産の現在額	農業担い手の育成・確保、農林水産業に係る技術の向上及
	1,952,133,642円	び農産物に対する消費者の信頼を高め、もって農林水産業の
	県の出資割合 36.4%	発展と活力ある地域社会の創出に寄与する。

# イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補	助	Ø	目	的
やまがた農産物安全・安心	12,015,000円	12,015,000円	やまが	た農産	物安全	・安心	取組認証
取組認証負担金			制度にお	ける認	証審査	及び実	施状況確
			認調査業務	外に対す	する負担	旦金	

### (2) 監査の結果

ア 指摘事項

貸借対照表に適切でないものがある。

イ 注意事項

なし

9 社団法人 山形県畜産協会

監査実施年月日 平成18年11月13日

担当監査委員 加藤 淳二

(1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

	県の出資額	基本財産の	状況	[3	₫	体	Ø	目	的	
Ī	156,500,000円	基本財産の現在額		畜産農家の	の経営は	收善、	畜産物価格	の安定、	家畜衛生の	向上
		496,320,000円		及び自衛防犯	变の推:	進等に	関する事業	を行い、	もって畜産	の振
		県の出資割合	興と畜産経営	営の健全	全な発	展に資する	0			

# イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補	助	Ø	目	的	
死亡牛BSE検査体制支援	10,524,226円	円 死亡牛BSE検査のための施設運営						
事業費補助金			管理に要す	する経	費に対し	し補助す	する。	

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

10 財団法人 山形県畜産振興公社

監査実施年月日 平成18年11月28日

担当監査委員 田辺 省二・濱田 宗一

(1) 監査事項

県の出資額	基本財産の状況		団	体	Ø	目	的	
118,000,000円	基本財産の現在額		県立蔵王西部	『牧場の管	理運営をF	円滑に行う	うため、	牛の育成
	290,000,000円 自		部門の合理化、	優良牛の	増殖等を批	進進し県内	り一円に	おける畜
	県の出資割合	40.7%	産振興に寄与す	てる。				

### イ 公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行状況

委託施設名	委託金額	委 託 期 間	委 託 の 内 容
山形県立蔵王西部牧場	31,994,000円	平成17年4月1日	土地及び牧野用施設、機械
		~	の管理、運営
		平成18年3月31日	

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

# 11 財団法人 山形県林業公社

監査実施年月日 平成18年11月27日

担当監査委員 田辺 省二·濱田 宗一

# (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団	体	Ø	目	的	
10,000,000円	基本財産の現在額	森林資源の造	成整備を図	図るととも	もに、森林	木、林業に	関する
	10,000,000円	普及啓蒙等を行	うことに。	より水源の	のかん養を	を図り、国	土の保
	県の出資割合 100%	全を期するとともに林業生産の向上を促進し、もって、住民					
		生活の安定と農山村経済の振興に寄与する。					

# イ 借入金の保証をしているものの出納その他の事務の執行状況

借入金名	借入金残高	保証期間	借入金の使途
林業基盤整備資金	4,273,800,000円	49~55年	分収林事業用資金
森林整備活性化資金	1,535,355,000円	24~30年	分収林事業用資金及び既往資 金の借換資金
分収林機能高度化資金	3,811,880,501円	7~30年	既往資金の借換資金
借換資金	2,733,932,170円	38年	既往資金の借換資金
経営安定資金	653,957,078円	20年	施業転換資金

# ウ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補 助 金 額	補	助	Ø	目	的	
民有林造林事業補助金	205,144,905円	136,651,576円	造林事業(下刈、除間伐、枝打等)に					
			対し補助する。					
水源の森づくり事業補助金	83,567,442円	14,009,000円	県企業局の発電ダムの集水区域(水)					
			地)周辺の森林整備に対し補助する					

森林整備活性化資金利子補	24,909,995円	24,909,995円	農林漁業金融公庫からの借入金利子
給補助金			の一部に対し補助する。

ア 指摘事項

決算が適正でないものがある。

イ 注意事項

なし

12 財団法人 山形県みどり推進機構

監査実施年月日 平成18年11月27日

担当監査委員 佐藤 藤彌・加藤 淳二

(1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況			団	体	Ø	目	的	
2,021,664,285円	基本財産の現在額		山形県に	おける	公益性の	高い森林	木及び都市	5、農山村の	の緑豊
	3,046,731,626円 が		かな生活環	境の整備	備を図る	とともに	こ、県土総	最化運動の ほんしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい か	展開を
	県の出資割合 66.4%		とおして緑	化に対	する県民	の理解で	を深め、も	きってうる	おいと
			活力にみち	た県土	づくりに	寄与する	3.		

### イ 公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行状況

委託施設名	委託金額	委託期間	委 託 の 内 容
山形県県民の森	42,854,700円	平成17年4月1日	県民の森の施設、付属設備
		~	及び備品の維持管理
		平成18年3月31日	県民の森の施設等の使用手
			続きに関する事務及び使用者
			への便宜供与等
山形県源流の森	52,932,600円	平成17年4月1日	源流の森の施設、付属設備
		~	及び備品の維持管理
		平成18年3月31日	源流の森の施設等の使用手
			続きに関する事務及び使用者
			への便宜供与等

# (2) 監査の結果

ア 指摘事項

決算が適正でないものがある。

イ 注意事項

なし

13 財団法人 山形県建設技術センター

監査実施年月日 平成18年11月13日

担当監査委員 濱田 宗一

(1) 監査事項

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的						
10,000,000円	基本財産の現在額	県内の建設技術者の技術の向上と地方公共団体等が施						
	10,000,000円	する公共事業の円滑な推進に寄与する。						
	県の出資割合 100%							

総体として適正に処理されていると認められた。

14 山形ジェイアール直行特急保有 株式会社

監査実施年月日 平成18年11月27日

担当監査委員 田辺 省二・濱田 宗一

(1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況		<u>ব</u>		体	Ø	目	的	
4,600,000,000円	基本財産の現在額		山形新幹線	の車両	iの貸付、	鉄道	施設の改良	ママス マスティス マスティス マスティス マスティス マスティス マスティス アイス マスティス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイス マイ	ゾその施
	10,200,000,000円		設の貸付並ひ	に付帯	関連する	る一切	の事業を営	営み、もっ	って在来
	県の出資割合 45.1%		線の活性化と地域の振興・発展に寄与する。						

### (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

15 山形空港ビル株式会社

監査実施年月日 平成18年11月13日

担当監査委員 佐藤 藤彌・加藤 淳二

(1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況			寸		体	Ø	目	的	
153,600,000円	基本財産の現在額		空	港ビル及	びこ	れに付	帯する施	設の賃貸	資並びに、	航空旅
	480,000,000円		F. #	航空貨物	及び	抗空事	業者に対す	る役務の	の提供等を	€行う。
	県の出資割合 32.09	ó								

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

16 山形鉄道株式会社

監査実施年月日 平成18年11月28日

担当監査委員 田辺 省二・濱田 宗一

(1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
150,000,000円	基本財産の現在額	旧国鉄長井線を第三セクターによる代替輸送を行う。
	478,450,000円	
	県の出資割合 31.4%	

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

17 社団法人 山形県私立学校振興基金協会

監査実施年月日 平成18年11月13日

担当監査委員 加藤 淳二

(1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の制	犬況		ব	体	Ø	目	的	
100,000,000円	基本財産の現在額		山形県に	おける和	<b>仏立学</b> 校	交教育の振	興を図り、	もって教育	ī •
	317,2	16,740円	文化の発展	に寄与す	する。				
	県の出資割合	31.5%							

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

18 財団法人 山形県埋蔵文化財センター

監査実施年月日 平成18年11月28日

担当監查委員 田辺 省二·濱田 宗一

(1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

	県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
Ī	50,000,000円	基本財産の現在額	県内における遺跡等埋蔵文化財の調査研究を行い、県民の
		50,000,000円	文化財に関する理解を深めるとともに、文化財保護と地域開
		県の出資割合 100%	発の調和を図り、もって、県民の文化生活の向上と地域文化
			の振興に寄与する。

# イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名	称 補助対象事業費	補助金額	補	助	Ø	目	的
財団法人山形県埋蔵文センター運営費補助金		',''' ,'''	埋蔵文する。	化財セ	ンター	・運営に	対し補助

# (2) 監査の結果

ア 指摘事項

決算において、未払金の計上が適切でないものがある。

イ 注意事項

契約事務が適切でないものがある。

19 財団法人 山形県体育協会

監査実施年月日 平成18年11月27日

担当監査委員 佐藤 藤彌・加藤 淳二

(1) 監査事項

県の出資額	基本財産の料	犬況	[3	<u></u>	体	Ø	目	的	
171,816,972円	基本財産の現在額	Į	山形県にも	おけるス	ポーツ	を振興し	ノ、県民の	の体力向」	こ及びス
	270,18	84,821円	ポーツ精神の	の高揚を	図る。				
	県の出資割合	63.6%							

# イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補	助	Ø	目	的
財団法人山形県体育協会運 47,901,217円 35,028,543円 事務局の運営に要する人件費及び事							
営費補助金			務所の維持	持管理	に要す	る経費	に対し補
			助する。				
財団法人山形県体育協会補	1,883,900円	1,883,900円	国体・東北総体への出場選手・監督				手・監督・
助金			役員のユニ	ニフォ・	-ム代1	こ対しネ	補助する。
山形県少年少女スポーツ交	4,468,000円	4,468,000円	県少年:	少女ス	ポーツ	交流大	会事業に
流大会負担金			対し補助す	する。			

# (2) 監査の結果

# ア 指摘事項

会計帳簿の整備を要するものがある。

決算が適正でないものがある。

支出、契約事務が適切でないものがある。

現金の保管方法が適切でないものがある。

# イ 注意事項

貸借対照表表示科目及び貸借対照表計上額が適正でないものがある。

20 財団法人山形県暴力追放運動推進センター

監査実施年月日 平成18年11月13日

担当監査委員 濱田 宗一

# (1) 監査事項

ア 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況			寸	体	Ø	目	的	
450,000,000円	基本財産の現在額	基本財産の現在額			る不当な行	行為を防	i止するた	めの広報流	5動等
	626,5	を推進し、	暴力団	による不	当な行為	急について	ての相談事業	能を行	
	県の出資割合	71.8%	うとともに	二、暴力	団による	不当な行	う為の被害 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	害者の救済を	を行う
			こと等によ	こり、暴	力団によ	る不当な	な行為の際	防止及びこ∤	によ
			る被害の熱	対済を図	る。				

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

# 21 山形県中小企業団体中央会

監査実施年月日 平成18年11月13日

担当監査委員 濱田 宗一

# (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補	助	の	目	的
中小企業団体中央会補助金(連携組織対策分)	24,603,873円	21,241,000円	会の事 導員、職員 組合、商 経営の指 し補助す	画の設置 吉街振興 尊事業	置、及び 興組合等	・ 中小企 等の組約	哉、事業、

中小企業団体中央会補助金	168,683,987円	136,595,000円	中小企業の組織化対策事業に係る人
(組織化対策分)			件費、福利環境整備費等に要する経費
			に対し補助する。

総体として適正に処理されていると認められた。

# 22 奥羽乳業協同組合

監査実施年月日 平成18年11月13日

担当監査委員 濱田 宗一

# (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補	助	Ø	目	的
畜産物流通施設整備等対策	54,464,040円	16,996,738円	乳業再編施設整備に要した資金にご				
事業補助金			いて農林	漁業金	融公庫	からの	借入金の
			償還に対	ノ補助?	する。		

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

### 23 山交バス株式会社

監査実施年月日 平成18年11月13日

担当監査委員 加藤 淳二

# (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補	助	Ø	目	的
バス運行対策費補助金	138,824,000円	65,589,000円	生活交 のうち広 行を維持 路線の運 補助する。	域的・ するた 行に供	幹線的 めの経	なバス 費及ひ	生活交通

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

# 24 社団法人 山形県トラック協会

監査実施年月日 平成18年11月27日

担当監査委員 佐藤 藤彌·加藤 淳二

# (1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補	助	の	目	的	
運輸事業振興助成費補助金	178,803,885円	171,000,000円	営業用	トラッ	クの輸	送力σ	確保、	輸
			送コスト	の上昇	抑制等	のため	に行う	,
			緊急物資	輸送体	制の整	備、安	全運行	<u>.</u>
			確保、及	び共同!	輸送サ	ービス	センタ	-
			の整備運	営、輸	送情報	システ	- ムの整	備
			などに要す	する経費	貴に対し	ノ補助で	する。	

総体として適正に処理されていると認められた。

25 職業訓練法人 新庄職業訓練協会

監査実施年月日 平成18年11月28日

担当監査委員 佐藤 藤彌・加藤 淳二

(1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

	補	助	金	Ø	名	称	補助対象事業費	補助金額	· · 補	助	Ø	目	的
認定職業訓練助成事業費補				事業	費補	21,399,664円	11,556,000円	認定職業訓練の運営に要する経費及					
	助金						び職業訓練	練を行	うのに	必要な	施設設備		
									の設置に	要する終	経費に対	付し補助	助する。

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

26 特定非営利活動法人 やすらぎの会

平成18年11月28日 監査実施年月日

担当監査委員 佐藤 藤彌・加藤 淳二

(1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補	助	Ø	目	的
精神障害者社会復帰施設運	21,585,000円	21,585,000円	精神障	害庄内	地域生	活支援	センター
営補助金			翔の運営Ⅰ	こ要する	る経費Ⅰ	こ対しネ	補助する。

# (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

27 山形県スキー連盟

監査実施年月日 平成18年11月13日

担当監査委員 加藤 淳二

(1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補 助 金 額	補	助	Ø	目	的
競技スポーツ強化費補助金	26,643,919円	13,900,000円	選手強作	化に要	する経	費に対	し補助す
			る。				

### (2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

28 山形県高等学校体育連盟

監査実施年月日 平成18年11月13日

担当監査委員 加藤 淳二

(1) 監査事項

ア 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補 助 金 額	補	助	Ø	目	的
高等学校体育連盟育成費補	45,962,730円	25,192,800円	高校新ノ	人指定证	選手・全	全国国	出場選手
助金			のチーム	強化事	業費等	に要す	る経費に
			対し補助す	する。			

1	2	監査の	は里
1	_		ノベロスト

総体として適正に処理されていると認められた。

平成19年 2 月13日印刷 平成19年 2 月13日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)